

令和元年 第5回

甲斐市農業委員会議事録

令和元年5月29日

1 日 時 令和元年5月29日(水) 午後1時30分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)

4 欠席委員 5番 山本 修 委員、8番 雨宮 行比古 委員

5 議事録署名委員 14番 遠山 佐奈江 委員、15番 小宮山 敏春 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後2時16分

【事務局長】 それでは第5回の総会を始めさせていただきます。
はじめに、あいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いします。

相互に礼。

御着席ください。

内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】 (あいさつ)
慎重審議をよろしくお願ひしまして、開会のことばにかえさせていただきます。

【事務局長】 ありがとうございます。
続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それでは引き続き議長の座に就かせていただいて、総会を始めたいと思います

本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員
の指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、14番遠山委員と15番小宮山委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

	<p>【議長】 異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>
<p>(日程第3議事) (報告第10号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは次の議事に入ります。</p> <p>報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。</p> <p>事務局に番号7番、8番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>よろしく申し上げます。資料1ページ、番号7番、8番につきまして、農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号7番、住宅地図は1ページをご覧ください。</p> <p>●●番地、地目田、面積315㎡を、●●番地、●●さんが、自己用住宅にするための届出が出されました。こちらは追認案件で、経過理由書の添付がございます。平成9年に4条の届出が出されましたが、地目変更をしないままに現在に至りまして、受理書も紛失したということで、あらためて届出が出されました。</p> <p>続きまして、番号8番、住宅地図2ページの斜線部分になります。</p> <p>●●番地、地目田、面積164㎡を、●●番地、●●さんが、敷地拡張のための届出が出されました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質問がないようですので、本件の報告を終了致します。</p>
<p>(報告第11号)</p> <p>【議長】</p>	<p>次の議事に移ります。報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規</p>

定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 20 番、21 番、22 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

はじめに番号 20 番、住宅地図 3 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 338 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための届出が出されました。

追認案件になります。

続きまして、番号 21 番、住宅地図 4 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 399 m²他 1 筆合計 964 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出されました。

続きまして、番号 22 番、住宅地図 5 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 428 m²他 1 筆合計 575 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出されました。こちらにつきましては追認案件になります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 18 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定によります許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 1 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料3ページをお願いします。番号1番、住宅地図は住宅地図6ページ斜線の部分になります。

●●番地、地目田、面積336㎡を、●●番地、●●さんが、自己用住宅にするための許可申請がされました。

申請地は住宅等が連たんする区域で、集落接続があり、第3種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、残高証明書、土地改良区の意見書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建築面積は50.5㎡、給水は南側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由して隣接水路へ排水予定です。申請地に隣接する住宅に現在居住していますが、老朽化が進み建て替えの必要に迫られており、申請地に新築し、現在の居住地は子が解体の上、新築予定です。

写真は南東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次の現地調査の報告につきまして、7番矢崎委員をお願いします。

【矢崎委員】

7番の矢崎です。

去る20日に会長、事務局の人たちと現地に行ったのですが、きれいになっておりますし、特別問題はないと思います。今、正面向かって右側に自宅があります。こちらが2階建てで、年を考えて平屋建てにしたいということで、こちらの方に移転するという事です。特別大きな問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

【議長】

次に高山推進委員に意見を求めます。

【高山推進委員】

はい、推進委員の高山です。

矢崎委員と同じく問題はないと思います。ご審議の程をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号1番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 19 号)

【議長】 次に議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 17 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 4 ページをお願いします。番号 17 番、住宅地図 7 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 3,450 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲をするための許可申請が出ています。

申請地は都市計画区域外で、集落接続があり、第 2 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発行為許可申請書の写し、土地選定理由書、融資証明書、土地改良区の意見書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲 1 3 区画の予定で、1 区画は 203 m²~257 m²、給水は西側の上水道本管に接続、下水道は合併浄化槽を経由し、隣接の水路に排水予定です。新設道路は市に帰属予定です。

写真は北西及び北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、6 番飯室委員にお願い致します。

【飯室委員】 6 番飯室です。

20 日に会長等と現地調査を行いました。この土地は奥さんも亡くなって、仕事もできないということで手放すようなのですが、本来は良い農地なので生かしてもらいたと思います。あと排水の件ですが、楯無堰に入らないで、地域的にも問題はないと思います。また地図に 2 番と書いてありますが、2 番の上も今は農振除外をされて、農業ができないような環境になってきていますので、これからどうなるか分かりませんが、皆、宅地になってしまうのではないかと思います。よろしくお願

- いします。
- 【議長】 次に中村征江推進委員に意見を求めます。
- 【中村（征）
推進委員】 推進委員の中村です。
飯室委員さんのおっしゃるとおり、何も問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようです。番号 17 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。
- 続きまして、事務局に番号 18 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
番号 18 番をお願いします。住宅地図 8 ページの斜線部分です。
●●番地、地目畑、面積 620 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、太陽光パネルを設置するための許可申請が出ています。申請地は都市計画区域内で、集落接続があり、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、太陽光発電設備計画書、平成 31 年 3 月 6 日付けの設備認定書、電力受給契約書類、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。
補足説明です。譲受人は 156 枚 576 m²の太陽光パネルを設置する計画で、発電量は 1 時間あたり最大で 7.02kw、雨水は自然浸透、周囲はネットフェンス 1.2m を設置する予定です。
写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、7 番

- 矢崎委員にお願い致します。
- 【矢崎委員】 はい、7番の矢崎です。
20日に会長はじめ事務局と現地調査に行ったのですが、特別問題はないだろうと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 【議長】 次に高山推進委員に意見を求めます。
- 【高山推進委員】 推進委員の高山です。
矢崎委員と同じく問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【内藤委員】 はい。
- 【議長】 12番内藤委員。
- 【内藤委員】 聞きたいことがあります。
あれ（太陽光発電）にすることは問題はないのですが、今17～18円くらいでしょうか。確かに資材とかが下がって設備投資はそんなにかからないと思いますが、所有権移転で●●の方が（土地を）買ってまでということ、自分の土地をそうするのは分かりますが、買って収益が取れるということの算定があれば教えてもらいたいのですが。
- 【事務局】 はい、議長。
こちらには詳しい算定はありませんが、以前伺ったところによりますと、規模が大きければ大きいほど収益は出るということですが、メガソーラー規模になりますと、少し前では投資した額の倍くらい、下がってもかなりの収益が出ると聞いています。規模が小さければ、特にこの場所では少し収益が出る程度かなと思います。
- 【内藤委員】 自分の土地で設備だけするのであればわかりますが、それをして更に土地を買ってまでということはどうでしょうか。
- 【事務局】 あと投資目的をいう方もいると聞いております。

- 【内藤委員】 無きにしもあらずということですね。
ありがとうございました。
- 【議長】 その他質問はございますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようです。番号 18 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。
- 続きまして、事務局に番号 19 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
番号 19 番をお願いします。住宅地図は 9 ページの斜線部分になります。
- 番地、地目畑、面積 220 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により、共同住宅を建てるための許可申請が出ています。申請地は都市計画区域内で、集落接続があり、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、開発等事前協議書の写しなどから問題はないと考えられます。また隣接耕作者はございません。
- 補足説明です。貸し人と借り人は親子の関係です。開発面積は全体で 606 m²、内農地 220 m²で、隣接の賃貸住宅を解体し、申請地を含めて新築の計画です。給排水は南側の上下水道本管に接続の予定です。
- 写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、7 番矢崎委員にお願い致します。
- 【矢崎委員】 はい、矢崎です。
この案件も 5 月 20 日に会長それから事務局の方々と現地調査に行ったのですが、当日は向かって左側（宅地部分）を解体中だったのですが、

後日そこを通ったのですが、きれいにしてありました。問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

【議長】 次に高山推進委員に意見を求めます。

【高山推進委員】 はい、推進委員の高山です。
矢崎委員と同じく問題はないと思います。よろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方いらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号 19 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【事務局】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 20 番の説明を求めます。

【事務局】 資料 5 ページをお願いします。番号 20 番、住宅地図 10 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 762 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により建売分譲をするための許可申請が出ています。申請地は市街化調整区域内で、住宅等が連たんする区域で、集落接続があり、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、残高証明書、隣接耕作者の同意書、排水承諾書、開発行為許可申請書の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲 3 区画の計画で、敷地面積は 1 区画あたり 212.3 m²~304.8 m²で、給水は南側の上水道本管接続、排水は合併浄化槽を経由して、隣接の水路に排水の予定です。

写真は南及び東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、9 番

齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】

はい、9番齋藤です。

20日の現地調査は都合がありまして行けませんでしたので、翌日の21日に1人で現地調査をしました。隣接する土地には畑も田んぼもありませんので問題はないと思います。

【議長】

次に坂本推進委員に意見を求めたいところですが欠席です。当日にお話をさせていただいて、特に問題はないと伺っておりますのでご承知おきください。

それでは質疑に入ります。質問がある方いらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようです。番号20番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号21番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号21番、住宅地図11ページの斜線部分になります。

先月、書類が整わなかったため、今回の総会に送ったものです。

●●番地、地目田、面積349㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅を建てるための許可申請が出ています。申請地は都市計画区域外で、住宅等が連たんする区域で、集落接続があり、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、残高証明書、隣接耕作者の同意書、土地改良区の意見書、排水承諾書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。自己用住宅の計画で、建築面積は81.9㎡、給水は西側の上水道本管接続、排水は合併浄化槽を経由して、隣接の水路に排水の

予定です。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、11番中澤委員にお願い致します。

【中澤委員】 はい、11番中澤です。
先月18日に現地調査に行きました。会長はじめ、事務局、推進委員の方に行きました。場所は住宅が繋がっておりまして、その隣接した一角です。南に田圃がありますが、田圃の水口と排水は重なっていない、取り入れ口は別と言うことを聞きました。問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

【議長】 次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。
農業委員の中澤さんが言いましたように、先月の18日に現地調査を行いまして、新興住宅地の一角にありまして、排水についても土地改良区の詳細を得ているということで、何ら問題はないと思えます。よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方いらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号21番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号22番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
それでは番号22番をお願いします。住宅地図12ページの斜線部分に

なります。

●●番地、地目畑、面積 989 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲をするための許可申請が出ています。申請地は都市計画区域外で、住宅等が連たんする区域で、集落接続があり、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、残高証明書、隣接耕作者の同意書、排水承諾書、開発行為事前協議書の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲3区画の計画で、敷地面積は1区画 225.6 m²～268.4 m²で、給排水は北側の上下水道本管接続の予定です。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告でございますが、私の担当区域ですので説明をさせていただきます。

写真を見ていただくと分かると思いますが、●●に連たんする場所でございます。農業用水等を含めまして問題はないという判断を致しましたので、よろしく申し上げます。

引き続きまして、石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。

先程、今村会長が報告したとおり、何ら問題はないと思いますが、皆さんご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方いらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号 22 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 23 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料は次のページ、6ページをお願いします。番号23番、住宅地図は13ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積1,394㎡を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、

●●番地、地目畑、面積101㎡他5筆、合計で1,785㎡を、●●番地、●●さんが、次のページ7ページへ行きまして、

●●番地、地目田、面積1,405㎡を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、

●●番地、地目田、面積330㎡を、●●番地、●●さんが、合計9筆4,914㎡を、●●番地、●●さんに所有権移転により建売分譲をするための許可申請が出ています。

申請地は都市計画区域内で、住宅等が連たんする区域で、集落接続があり、第3種農地と隣接で一体1/3以下の第1種農地と判断することができます。1種農地は525㎡になります。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、融資証明書、土地選定理由書、隣接耕作者の同意書、土地改良区の意見書、排水承諾書、開発行為許可の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。開発面積は原野等を含み5,021㎡で、建売分譲15区画の計画で、敷地面積は1区画あたり210.4㎡~270.5㎡で、給水は南西側の上水道本管接続、排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ排水の予定です。

写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告でございますが、私の担当区域ですので説明をさせていただきたいと思えます。

実はこの地域の中で、耕作放棄地対策ということで作っておりました。ただ所有者に担い手がないということ、高齢で規模の縮小を図りたいということで、この地域がまとまった形で開発行為になったのかなと思えます。住宅地に連たんするということで問題はないと考えております。

続きまして、石川推進委員に意見を求めたいと思えます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

先程、今村会長が申し上げられたとおり、何ら問題はないと思えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方いらっしゃいますか。

【内藤委員】 はい。

【議長】 内藤委員。

【内藤委員】 1種が500何㎡あるということで、3種は連たんなど、2種は他に探しようがなければということですが、1種農地が会長が言われるように耕作放棄地にかかっているということですか。

【事務局】 はい、議長。

2筆が1種農地になっています。写真でいいますと左側の家に隣接している部分が1種農地、住宅等で挟めない部分、白い家のあたりです。一体全部が所有者が同じで耕作放棄地です。

【議長】 一括して私の方で作っておりました。

その他ございますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号23番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第20号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

なお、この議案につきましては、●●委員の案件となりますので、●●委員はしばらくの間退室をお願いします。

(●●委員退室)

【議長】 それでは事務局に利用権設定の番号 35 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 8 ページをお願いします。番号 35 番、住宅地図 14 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 1,391 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 3 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 9,346 円で、野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、管理機、耕運機、各 1 台です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がありますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 35 番を承認することに決定致します。

それでは●●委員の入室を認めます。

(●●委員入室)

【議長】 ●●委員に報告致します。

番号 35 番につきましては承認されましたので報告致します。

(議案第 21 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。事務局に利用権設定の番号 4 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 9 ページをお願いします。番号 4 番、住宅地図は 15 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積1,302㎡、申し訳ございませんが下に内1,302㎡とありますが、削除してください。申し訳ございませんでした。

●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を20年5か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●番地、●●さんで、小作料は10アール当たり4,993円で、りんごの栽培を予定しています。

●●さんが所有している農機具は軽トラック、トラクター、スピードスプーラー各1台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和2年1月1日から20年間、貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がありますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号4番を承認することに決定致します。
です。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】

(あいさつ)

これをもちまして、本日の総会を閉会と致します。

午後2時16分 閉会